

京都大学医薬系総合研究棟
「イノベーションハブ京都」長期施設使用者公募要項

令和4年6月1日
イノベーションハブ京都事務局

京都大学医学研究科では研究交流促進事業の一環として、医薬系総合研究棟内に設置する「イノベーションハブ京都」（以下「施設」という）の利用者を下記のとおり公募します。

1. 公募対象事業

公募の対象は、「京都大学医薬系総合研究棟イノベーションハブ京都の管理運営及び使用に関する要領」第5条に掲げる次の事業となります。

- (1) 京都大学の研究成果の社会的な実現・普及を促進する研究成果開発型企業の事業
- (2) ベンチャー起業を志し、創業の為の調査、体制作りを行っている本学所属の学生・職員・教員による事業
- (3) 京都大学の研究成果の社会的な実現・普及を促進する産官学共同事業
- (4) 京都大学の研究成果の実用化を促進する技術移転・事業化支援事業
- (5) 民間等外部の機関が実施する産官学連携のコーディネート事業
- (6) その他研究交流促進に資する事業で医学研究科長が適当と認める事業（例：共同研究の推進及び新事業の創出等の産学連携の拡大・促進に資する解析技術支援事業、CRO等）

※公募対象事業は、「京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業」の認定を受ける必要があります。詳しくは、4. 利用者の決定をご確認ください。

2. 募集期間・使用開始までのスケジュール

募集期間：令和7年6月16日(月)～7月11日(金) ※当日消印有効

※インキュベーションコアラボ、スタートアップオフィスは期間終了後も募集を受け付けています。

入居審査会：令和7年8月中旬から下旬（予定）

※「6.公募対象施設・設備の概要」のラボ・スペースを希望する場合は審査会（Web参加）で5分程度の事業説明と説明後の質疑応答を行っていただきます。日時等の詳細は書類審査後に別途、お知らせいたします。

使用許可又は不許可の通知：令和7年8月下旬（予定）

入居手続・契約：建物長期貸付契約締結

使用開始予定日：令和7年9月1日以降（詳細は6. 参照）

3. 申請方法

研究交流促進事業申請書 兼イノベーションハブ京都使用申請書(様式1)および事業の紹介資料（パンフレット、パワーポイント資料など）をイノベーションハブ京都事務局宛に郵送またはメールにて、提出してください。

加えて、京都大学と有償の共同研究契約、または特許実施許諾契約（特許ライセンス契約）を締結して

いる場合は、それらの契約書の写し（秘密事項については、マスキングしてください）を添付してください。

※郵送は令和7年7月11日(金)当日消印有効、メールは当日必着

イノベーションハブ京都事務局

住 所：〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46-29 京都大学医薬系総合研究棟3階事務室

メール：060iyakutou-jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

4. 使用者の決定

使用者の決定は、申請者が実施する事業が「京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業」に認定されたうえで、京都大学医薬系総合研究棟管理運営委員会による審査を経て決定します。研究交流促進事業申請書兼イノベーションハブ京都使用申請書(様式 1)による書類審査に加え、必要に応じて面談を実施する場合がございます。面談を実施する場合には、7月下旬までに申請者に詳細をご連絡します。

5. 使用料金単価

施設名	使用区分	使用料(月)	備考
ラボ・スペース	新興企業	3,200円/㎡	アントレプレナーラボ
	その他の企業	4,100円/㎡	アライアンスラボ
インキュベーションコアラボ	新興企業	1ユニット255,000円	複数企業が入居可能な基盤設備を整備したラボ・スペース
スタートアップオフィス	新興企業	✓ メールボックス1台5,000円 ✓ メールボックスおよびデスク1台10,000円	企業が共同で利用可能なオフィス・スペース

- (1) 使用料は、施設の床面積1平方メートルあたりの1月の使用にかかる金額（消費税相当額を含む）であり、これに当該施設の床面積及び使用月数を乗じた金額を施設使用料とします。
- (2) ただし、インキュベーションコアラボ(1ベンチ1デスク)及びスタートアップオフィスについては、複数の事業者が同室となるため、一律の使用料（消費税相当額を含む）として定めます。
- (3) 受託サービス等を提供される企業については、使用料を別途定めますのでご了承ください。
- (4) 使用許可期間中に1月未満の端数がある場合については、その月の日数を基礎として日割り計算により施設使用料を算出するものとし、当該算出額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとします。
- (5) 新興企業とは、事業開始もしくは法人設立後、概ね10年以内であり、中小企業基本法第2条第1項に該当し、みなし大企業ではない事業者とします。
- (6) 電気、水道、ガス、電話、LAN等の使用料金は、別途使用者の負担とします。ただし、インキュベーションコアラボは使用料に設備の使用に必要な消耗品費、修繕費、光熱水料を含みます。また、スタートアップオフィスは使用料に施設の使用に必要な光熱水料を含みます。
- (7) 使用料金等については現時点でのものであり、今後改定することがございます。

6. 公募対象施設・設備の概要

今回の公募では、下記の居室・施設が対象となります。

室番号	施設名	面積	入居可能日
403	ラボ・スペース	86㎡	令和7年9月以降
312	インキュベーションコアラボ	-	常時
309S	スタートアップオフィス	-	

(ご参考)

「イノベーションハブ京都」ウェブサイト：<https://www.ihk.med.kyoto-u.ac.jp/floor>

7. 使用期間

使用期間は使用開始日から原則 5 年です。

ただし、学内の他の入居施設（国際科学イノベーション棟など）から移転される場合は、前入居期間と合算して 5 年です。

8. 事業実績報告書の提出

使用者は、毎年 5 月末に事業実績報告書を提出していただきます。

9. 利用規則等

- (1) 使用の許可を受けた方が「使用責任者」となります。
- (2) 使用責任者は施設の使用に当たり、別添の「京都大学医薬系総合研究棟イノベーションハブ京都の管理運営及び使用に関する要領」や入居手続き時にお渡しする「イノベーションハブ京都入居者のしおり」等を遵守していただきます。
- (3) 安全保持、保健衛生及び環境保全衛生管理について、関係法令、条例、規則及び本学の諸規定を遵守し、騒音、振動、水質汚濁、悪臭等が発生しないように予防措置を講じていただきます。また、これらの環境問題が発生し場合は、速やかに解決策を講じていただきます。
- (4) 上記の安全保持、保健衛生、環境保全及び施設維持等管理上必要があるときは、随時、使用施設内への立ち入り調査を実施いたします。
- (5) 上記の調査により必要な是正措置を指示した場合は、それに従っていただきます。なお、指示に従わない場合は、使用責任者の負担において当該是正措置を講じることがあります。

10. 使用許可の取り消し等

次の事項に該当する場合には、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがございます。その場合、退去費用は、当事者負担とします。

- (1) 使用責任者が「京都大学医薬系総合研究棟イノベーションハブ京都の管理運営及び使用に関する要領」や「イノベーションハブ京都入居者のしおり」等に違反し、又は違反するおそれがあると本学が認めるとき。
- (2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 入居者が管理責任者の指示に従わないとき、又は施設管理・運営に重大な支障をきたす恐れがあると管理責任者が認めたとき。

11. その他（施設の使用に関する注意事項）

- (1) 給排水設備及び電気設備の実験機器等への接続工事は使用責任者が行ってください。また、使用責任者が行う工事、並びに工事に伴い発生する消防関連設備の増設及び改修にかかる費用は、使用責任者の負担となります。
- (2) 退去時は原状復帰してください。（本学との協議により引き継ぐ備品等は残置可能です。）
- (3) 什器備品はすべて各自で準備してください。ただし、インキュベーションコアラボ使用者につきましては、必要最低限の設備をこちらで準備させていただきます。
- (4) 使用を許可された施設のセキュリティ対策については、すべて自己管理責任とします。
- (5) 計画停電（年1回）時に発電機が必要な場合は各自で準備してください。
- (6) 試薬等の化学物質や高圧ガスを使用する場合は、KUCRS（Kyoto University Chemicals Registration System）への登録が必要です。
- (7) 実験用流し台やドラフトチャンバー等を設置する場合は、事前に所定の届出が必要です。
- (8) その他、実験内容によって学内外への届出等が必要な場合があります。

12. 応募に関する問い合わせ先

申請書の提出や現地見学の希望、その他ご質問がありましたら、イノベーションハブ京都事務局へお問い合わせください。

イノベーションハブ京都事務局

住所：〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46-29

京都大学 医薬系総合研究棟 3階事務室

電話：075-753-4387

メール：060iyakutou-jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp